

平成26年度 第1回 長野県社会福祉審議会

日 時 平成26年6月2日（月）13：30～15：30

場 所 県庁 議会棟 第1特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 委員長及び副委員長の選出

○事務局 会議事項(1)「委員長及び副委員長の選出について」でございます。委員長及び副委員長につきましては、社会福祉法第10条及び長野県社会福祉審議会運営規程第4条第1項の規定により、「社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人及び副委員長1人を置く。」とされております。この案件の取扱いについていかがいたしましょうか。

○萱津委員 事務局に案はありますか。

○事務局 ただいま萱津委員から事務局からの案、との御意見がございました。それでは事務局案を提示させていただいてよろしいでしょうか。

○出席者一同 異議なし。

○事務局 それでは、事務局案を提示させていただきます。事務局としましては、委員長には、障がい福祉、児童福祉に造詣が深く、長野大学で社会福祉全般にわたり研究をされている中島委員にお願いしたいと考えております。また、副委員長は、高齢者をはじめとした福祉現場に精通され、介護支援専門員協会長、居宅介護支援事業 所長を務められている小林委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○出席者一同 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。それでは、中島委員長には、委員長席へお移りいただき、御挨拶をいただくとともに、その後の議事進行についてよろしくお願ひしたいと思ひます。また、小林副委員長におかれましては、その場にてご挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願ひします。

中島委員長、小林副委員長の挨拶

(2) 説明事項

ア 長野県の福祉の現状

資料3の説明

イ 平成26年度施策体系及び主要事業（社会福祉関係）

資料4の説明

○中島委員長 ありがとうございます。ただいま清水健康福祉政策課長からご説明をいただきました。この件について、何かご質問があれば各委員からお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか、特段ないようであれば、この後、最後に質疑の時間もありますので、そちらでお願いできればと思います。

それでは、次の審議事項に入らせていただきます。

(3) 審議事項

ア 指定居宅介護支援等に関する基準等の条例について

○中島委員長 会議事項（3）審議事項「ア 指定居宅介護支援等に関する基準等の条例について」でございます。

この審議事項は、第3次地方分権一括法により指定居宅介護支援等に関する基準、及び要介護認定等の処分に対する審査請求事件を取り扱う合議体の定数を新たに地方自治体の条例で定めることとされたことを受け、昨年10月に当審議会に諮問されたものでございます。これまで当審議会の高齢者福祉施設基準専門分科会において、計3回の審議を行っていただいております。

私ども審議会委員となって、本日が最初の審議会ではございますが、既に前の審議会委員のもと、分科会での審議は終了し、条例骨子がまとめられているとのことですので、その内容について高齢者福祉施設基準専門分科会からご報告をいただき、答申の方向性を確定していきたいと思っております。ご報告いただく資料については、あらかじめ事務局より各委員のお手元へ郵送してありますので、概要についてはご覧いただいているかと思っております。今日はこれまでの経緯等も含め、簡単にご説明をいただく予定です。

なお、高齢者福祉施設基準専門分科会の合津会長は、所用のため審議会に出席できないとのご連絡をいただいておりますので、本日はこれまで分科会委員として審議に参加されてきた当審議会の小林委員から、分科会会長代理としてご報告をいただきます。資料はお手元の資料5です。

それでは、小林委員、よろしくお願いいたします。

○小林委員 今、ご説明にありましたように、本来であれば分科会の会長がご説明に伺う予定でしたが、業務の都合により出席できませんでしたので、代理ではありますが、専門分科会の委員をしていただきました小林のほうからご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

ただいま委員長のほうからご説明がございましたが、最初に今回の条例制定、改正の経過から若干、説明させていただきます。資料5をごらんください。

第3次地方分権一括法案が平成25年6月に可決されたことに伴い、介護保険法及び関係省令が改正され、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準、それから要介護認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数について、県の条例で定めることになりました。当審議会では、長野県からの諮問を受け、このたび高齢者福祉施設基準専門分科会で、基準骨子をまとめたところでございます。

1点目の指定居宅支援に関する基準でございます。この基準は従来、厚生労働省令により全国一律の基準でありましたが、介護保険法の改正により県の条例に委任されました。

3ページの別紙をごらんください。ページの下のほうにあります参考「従うべき基準」は、国の省令に伴い条例で規定するもので、人員に関する基準、事業所に配置する従業者や管理者の資格や人数に関する条項及び事業所の運営に関する基準の中で、利用者の処遇、安全確保や秘密の保持に直接関係する事項が該当しております。

それぞれ運営にかかわる基準は参酌する基準となっており、この部分について長野県独自の基準を設けることができないかどうか、設ける場合にはどのような内容にするかということをも分科会で検討してまいりました。

これらの項目の中で、記録の保存期間については、厚生労働省令で指定居宅介護支援事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないと規定しています。

第1次地方分権一括法に基づき、この審議会でご審議いただき平成25年4月に施行しました、訪問介護事業所や指定介護事業所の指定居宅サービス事業所の基準条例では、既に苦情事項に関する記録の保存期間を独自基準として5年にしております。

ページ2の1にあるとおり、今回の指定居宅支援につきましても同様に、サービスの質の確保の観点から5年とし、長野県独自の基準としました。ほかの参酌すべき基準は、現行の条例の基準と同じとしました。

次に、要介護認定に関する処分に関する審査請求の事件を取扱う合議体の定数の条例の改正についてでございます。ページ2の(2)をごらんください。

改正前の介護保険法では、合議体の定数は3人とされていたところですが、この人数を都道府県の条例で定める数とされたため、条例化するものです。長野県介護保険審議会の第1部会は、要介護認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う部会になっております。現在は、改正前の介護保険法の規定に基づき、3人で1組の合議体が3つつくられているところです。この3人の部分を条例で何人とするかということになります。

他の都道府県の検討状況ですが、全ての都道府県が3人と規定することを予定しております。長野県といたしましても、適正かつ迅速な審議を行う上でも3人とすることが適当といたしました。また、条例については、現行の県条例、長野県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例がございますので、この条文を追加し、合議体の定数を3人と定める条文を新たに加えることといたしました。

条例化する独自の基準につきましては、ただいまの2項目ですが、このほかに意見募集で寄せられた意見の中で、条例ではなく、厚生労働省令の解釈通知に相当するものであり、条例の要綱に記載することも検討いたしましたので、あわせてご説明いたします。

2ページの参考、解釈通知(要綱案)をごらんください。1点目は、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した後、計画の実施状況を利用者の居宅に訪問し、面接するなどして把握することとなっておりますが、この把握の方法の一つとして、事業所やサービスの提供事業所等を訪問し、直接サービスの利用状況を確認する等を努力義務として設けることにしました。

この件につきましては、1ページの参考に記載しましたとおり、平成26年2月に実施した意見募集

では、業務が煩雑になるという意見が寄せられましたが、より質の高いサービスの提供がされるよう必要であると考え、努力義務といたしました。

2点目は、居宅サービス計画に短期入所を位置づける場合、要介護認定の有効期間、6カ月、1年などの半数を超えてはならないという規定があるわけですが、連続で30日を超えるような短期入所を居宅サービス計画に位置づける場合には、長期間の入所が在宅生活に与える影響が大きくなることから、地域包括支援センター等の第三者を含めた会議等でその必要性を検討することを努力規定として設けることにしました。

3点目は苦情への対応ですが、苦情解決に当たっては、第三者委員会を設置・活用し、個人情報を除き、解決結果を事業報告書や広報誌等で公表することを努力義務として設けることにしました。これは25年4月施行の居宅サービスや施設の条例要綱にも同様に定めてある内容です。

4点目は記録の整理について、その「完結の日」から2年とされている、その「完結の日」の定義を正確にするものです。これは定義が曖昧であったため、平成25年4月施行の居宅サービス等の条例要綱で定めた内容と同趣旨であります。

高齢者福祉施設基準分科会からの報告、説明は以上であります。お願いいたします。

○中島委員長 ありがとうございます。ただいま高齢者福祉施設基準分科会、会長代理の小林委員から、検討結果についてご説明をいただきました。

続いて分科会での議論をもとに県において作成された条例案、要綱について、担当幹事からご説明いただきたいと思います。

なお、各委員からの質疑につきましては、県から条例案、要綱の説明をいただいた後に一括して伺います。それではご説明をお願いいたします。

#### 資料6の説明

○中島委員長 ありがとうございます。ただいま高齢者福祉施設基準分科会、会長代理の小林委員、村山介護支援課長からそれぞれご説明をいただきました。

それでは、各委員から質疑をお受けしたいと存じます。いかがでしょうか。特にございませんか、よろしいですか。

県独自のこの基準をつくっていただいて、特に記録のところとか、それから苦情解決の努力義務等、私も第三者委員を高齢者施設でやっていて、苦情などを受け付けた経験上、このように決めていただいて大変よろしいのではないかと思います。これをもとにしていただきたいと思います。

それでは、各委員の皆様、特に異論はないと拝察いたしますので、当審議会として、分科会報告を基準骨子の内容に沿って答申をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○出席者一同 はい。

○中島委員長 了承いただきましたので、そのように決定いたします。

それでは答申書の作成、提出につきましては委員長に一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○出席者一同 はい。

○中島委員長 ご了承いただきましたので、そのように取り扱いをさせていただきます。

担当の山本部長がいらっしゃっているということですので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○山本こども・若者と担当部長 所用がありまして、開会時に遅れまして大変申しわけございません。今年の4月から県庁が組織改正でございまして、そして県民文化部が置かれました。

私は児童福祉ですとか、こども・若者支援ですとか、そういったものは健康福祉部、あるいは教育委員会、その他いろいろなところと関係を深めなくてははいけませんもので、その横串を刺すということで、こども・若者担当部長の職を命ぜられまして、ここにいる次第でございます。どうぞ皆様、今後ともよろしく願いいたします。

○中島委員長 続きまして、審議事項「イ 長野県家庭的養護推進計画の策定について」、及び「ウ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について」を議題といたします。

最初に、これら2点について県から諮問をお願いいたします。

イ 長野県家庭的養護推進計画の策定について（諮問）

ウ 長野県子ども・若者支援事業支援計画の策定について（諮問）

#### 諮問文の朗読

○中島委員長 ただいまの諮問文の写しを各委員に、もうお配りしてありますか、ご覧いただければと思います。

続きまして、ただいまの諮問事項について、最初に長野県家庭的養護推進計画の策定について、担当幹事から説明をお願いいたします。

#### 資料7の説明

○中島委員長 ただいまご説明にありましたが、諮問いただいた本件について、具体的な検討は児童福祉専門分科会で行っていただくということです。

では、各委員からご質問がありましたらお願いいたします。質問でなくても意見交換でもかまいませんので、なるべく、関係する委員の方にご発言いただいて、調整をとりたいと思っております。

こちらのほうから指名させていただきますが、鎌原委員さん、ご意見等いただけますでしょうか。

○鎌原委員 ありがとうございます。今ご説明いただいたとおり、各施設、児童養護施設、乳児院あわせて19施設が県のヒアリングが済んでおりまして、各施設の家庭的養護推進計画はお出ししてあります。児童福祉専門分科会で具体的に具体化をしていくということになるかと思っておりますので、各施設、大変、将来構想も含めて、悩ましい部分の方向性もあったわけですが、ぜひ慎重審議していければいいのかなと思っております。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。慎重にやっていただきたいということですよ。

そのほか、いかがでしょうか。関連するところでは、松本市の民生児童委員協議会の副会長でいらっしゃる高橋委員さん、里親関係等であればいかがですか。

○高橋委員 先日もちよっとほかの件がありまして話しをしたことがありますけれども、やはりまだ里

親関係が少なく、もっと家庭の中に溶け込むような雰囲気してほしいなと思っております。以上です。

○中島委員長 まだ全部読み切れていないのですけれども、この報告書を見ると、長野県では里親関係が9%台ぐらいですか、国が3分の1を出したのは先進的なのといったらいんでしょうか、沖縄と新潟と、あともう1県、ちょっと忘れてしまいましたけれども、あと政令市ですと福岡が30%近くまでいっているそうなので、それだったら全国でもできるのではないかということで、その数値を設けたと聞いています。長野県の場合は、児童養護施設等は、歴史的な経過もあってたくさんあるので、これまでの経過などもふまえると、依然として低いままなのかなと思います。そんな点もご審議いただければと思います。

これについて、そのほかいかがでしょうか。

○竹重委員 竹重と申しますけれども、今の方向としては大変ありがたくて素晴らしいことだと思うんですけれども、虐待を受けたお子さんは発達障害的な症状を持ったお子さんが多くて、実際に里親をしてみても大変だと思うんです。受けた方が相談できる体制とか、医療につなげられる体制とか、そういうのをきちんととっていただくように、この審議の中でやっていただければと思います。

○中島委員長 今の点について、現段階でいいんですけれども、事務局でそういったようなところについて、方向性でもかまわないんですけれども、考えがあれば、ご回答いただければと思います。

○佐藤こども・家庭課長 やはり里親さんを支えていく、そういった方たちを支えていくという体制は非常に重要だというふうに思っていて、どうしても、今、もう長野県でも中央児童相談所に一人、里親委託等推進員というような形で置き始めたところなんですけれども、まだまだ取組、その点でいうと遅れているかなというふうな部分もございますので、その計画を立てていく中でも、またいろいろ進めていければというふうに思っております。

○中島委員長 里親を支援するという場合、まだ児童養護施設の中でそういう議論が煮詰まっていないとは思いますが、例えば児童相談所とか、社会的養護をやっている施設が、里親をサポートするなんていうことも考えていく必要があるのではないかと思いますので、その点なんかも含めてご議論いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようであれば進んでよろしいですか。もう1点ぐらい、どなたか発言していただけるとありがたいんですけれども。

○萱津委員 一つ質問なんですけど、将来的にそれぞれ3分の1にする場合、本体施設の今の児童養護施設をできるだけグループホームにして出していくという方向なのでしょうか。その辺が、新しくグループホームを幾つかしていくというよりは、これでいくと本体施設を小規模化していくというふうにとれるんですが、そこが1点。

もう一つは、児童虐待防止学会をやったとき、虐待を受けて死亡をしてしまった児童が1歳にほとんど満たない。半分ぐらいは1歳に満たないうちに亡くなっているということを考えると、里親とかファミリーホームについて、どうやって啓発して理解を地域に広げていくんだらうかというのが疑問としてあるんですけれども。

○中島委員長 それについてお願いいたします。

○佐藤こども・家庭課長 最初のほうのご質問ですけれども、現在の方向性としては、本体施設の支援を受けながらグループホームを応援していくというような形になっておりますので、そういった方向

になっていくのではないかというふうに思っております。

○山本こども・若者担当部長 私、3月まで中央児童相談所におりましたので、ちょっと今の萱津委員さんの里親のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

委員が、今おっしゃったように、本当に児童虐待で死亡する、あるいは重篤な障害を負ってしまうというお子さんは、ゼロ歳、ゼロカ月、ゼロ日という、やっぱり産まれた直後が大変リスクが大きいわけでございます。ですので、それを防ぐためには、やはり今日、お集まりの方でも、お医者さんですとか保健師さん、要するに児童相談所だけでは対応が難しいところが大変ございますので、母子保健や医療機関の皆様と協力しまして、妊娠したときから子どもをどうやって育てるか。やはり産んだ後もハイリスクのご家庭にどういうふうにして地域がかかわっていくかというのが大変大事かと思っております。

ですので、そういった意味でも、もちろん里親さんの支援や乳児院さんへの支援、あるいは児童養護施設の皆さんのお力も借りつつ、いろいろな皆様の力を借りて、悲惨な児童虐待が起こらないように、県として取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆さまよろしく申し上げます。

○中島委員長 萱津委員さんの前半の部分は、本体施設をユニット化して、小規模にしていくということになるかと思うんです。それと、これには直接出てきてはいないんですが、そうなると、グループホームにしる、ユニットケアにしる、支援が密室化していく可能性があって、職員の育成というか研修というか、そういったことも非常に重要になってくるのではないかと思うんです。

その点、県社協が、福祉職のキャリアパスモデルというのを全社協に連動してつくりましたけれども、そういったようなものをうまく連動させたり、活用したりして、職員の力量を高めるような研修制度も充実していく必要があるのではないかと考えています。

施設の中での虐待の話が出ましたけれども、施設の中での職員による虐待というのも起きていますので、その点もしっかりと議論いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

そのほか、よろしいですか。ないようであれば、次へ行きたいと思ひますが。

ただいまご意見等を踏まえて、本日諮問された事項については、今後、分科会等で審議・検討をお願いしたいと思ひます。

続いて諮問事項の2点目、長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について、担当幹事から説明をお願いいたします。

#### 資料8の説明

○中島委員長 ただいまご説明がりましたが、本件について具体的な検討は、子育て支援専門分科会で行っていただくということになります。

それでは、各委員からご質問、あるいは意見交換等あればお願いしたいと思ひます。関係するところで言いますと、海野委員さんお願いします。

○海野委員 長野県保育園連盟の海野です。今度、新しく子ども・子育て関連三法が成立して、県版でこれが行われるということなんですけれども、私、松本市の子ども・子育て会議にかかわっております、それ以前の次世代育成支援対策地域協議会というもの、10年計画であったんですが、それも当

初からかかわらせていただいて、いろいろな方との話し合いを持たせていただいたんです。

先ほどの家庭的養護推進のことで委員さんから質問がありましたけれども、産まれたとき、あるいは妊娠してからどうやってその子をサポートしていくのか、特に、これ富山市だったんですけども、保育園の研究会、研修会でお伺いしたときには、お医者さんが、産科医の先生が中心になって、この家はハイリスクになると、その方への支援をどうしていこうかということで、保健師さんもそうなんですけど、保育所に行ってもらって、子どもというのはこうやって泣くんですよ。おむつはこうやってかえるんですよと、基本的なところなんですけれども、夜中に泣くんですよということもわからないのが現状でございまして、そういったことを保育園、あるいはいろいろなところを通じて発見して支援していく。松本市は、信大では子どもカンファということで、この家は、このご家庭はハイリスクだとなると、どこかに連絡をしているんですけど、どうもそこだけでとまっているようで、もう少し、先ほど山本部長のお話にもありましたが、横串というか、関連するところを一つとしてつなげていけるといいのではないかと考えております。

家庭的養護でも、これは虐待が起きてからの里親制度のような気がします。これも子ども・子育て関連三法も保育園・幼稚園に入ってからからの支援でして、どちらかというと、もっとトータル的に見えるようなものができればいいのではないかと。各それぞれのところで、それぞれ皆さん、ファミリーサポートはファミリーサポートで一生懸命されています。保育園は保育園なりでやっているんですけど、その情報をうまく集めていただいて、それをうまく回せるような仕組みにしていただければありがたいと思っております。

あと、埼玉県では保育士を各保育園に2名、発達障害のお子さんを見分ける力をつけた方が1人か2名、必ずつくように、県を挙げて研修制度を整えて、そうしたことによって、大体、1歳児ぐらいで、この子はちょっと支援が必要だなと、現状の保育園としては、いや3歳ぐらいまではわからないというのが現状、今の私どもの感じで、3歳になってから、ではどうしましょうかということになるんですけど、それが1歳ぐらいで始まっていくともっともっと違う。発達障害にしても、あるいは虐待はゼロ歳、妊娠してからと思うんですけど、こういった家庭はハイリスクですよというような情報がきちんとあって、それがまた次に、周りのいろいろな業界だったりにつながっていくといいのではないかと考えております。

ちょっと大ざっぱな話ですけども、細かいところはまた専門部会で話し合っていただければと思うんですけども、そんな感じでお願いできればと思います。

- 中島委員長 一つはネットワークですか、個人情報保護の部分もあるかと思えます。ここは何とかクリアをしてもらってほしいですね。それから、やはり研修になりますか、発達障害等というのは。
- 海野委員 今、お配りいただいた資料8の1の四角の中の必須記載事項の関連機関との連携というところ、これは県計画に定める事項としてありますので、そういったものの研修を受けるにも、各園一人、その専門的な知識を持った人を配置するというだけでも相当なお金がかかると思うんです。それを県で挙げていただくといいのかなと思っておりますし、産む市町村と育てる市町村が違っておりますので、そこで市町村を超えてもっと支援ができるといいのかと思います。あとは、県も跨げればいいんですけども、なかなかそこまではと思いますが、そんな形ができれば。
- 中島委員長 海野委員さんのご意見、ご指摘を踏まえていただければと思います。そのほかいかがでしょうか、どなたかご発言、お願いをしたいところですけども。矢野委員さん。



○矢野委員 NPO法人すわ子ども文化ステーションの矢野と申します。

私たちが諏訪市で先日、この子育て支援計画の会議が、第1回の会議がありまして、その委員としても出させていただきました。これに関しては、私たちNPOですので、一応、諏訪市だけではなく、諏訪全体、圏域の子どもたちに向けてということで子ども・子育て支援をしているんですけれども、やはりどうしても、先ほどからお話が出ていますが、市から出るということ、私たち今、ファミリーサポートに関しては諏訪市の委託を受けてやっています。そうすると、やはり諏訪市の子どもを主体としてやらなければいけないという、そういうちょっとしたしなかけもありまして、そんな中で見えますと、やはり諏訪圏内だけでも各市町村で、子ども・子育て支援ビジョンに関しての取り組みがかなり格差があるような感じがいたします。これは多分、長野県でいったらもっと大きな、とても進んでいるところ、それから、まだまだなかなか進んでいないところというのがあると思うんです。

やはりこういうものが、県としてこういう計画がきちんと出されて、それが各市町村との連携でやられるということになると、足並みがそろってくるのではないかと思いますし、子ども・子育てに関しては、やはり市、町、村だけではなく、もっと大きなくくりで、みんなでネットワークをしながらやっていかなければいけないことであると思うので、ぜひこういうふうな、県としてきちんとした支援ができればいいのではないかとこのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中島委員長 自治体間の差というのをなくしていく。先進的なものを、例えば県なんかを紹介していくとか、そういったようなこと……。

○矢野委員 そういったものでもかなり、諏訪地域だけでもかなり格差があると思ひます。

例えば児童館に関しては、諏訪市に関してはそういうものがあるとか、そういった建物のこと。それから、逆に言ったら、今度ファミリーサポートに関して、諏訪市は私たちに委託していますけども、ほかの市町村ではまだそこまで行っていないというような、そんな格差も現実にはありますので、そんなものも、追々、話で出していければいいなというふうに思っております。

○中島委員長 よろしくお願ひいたします。そのほか、ございますでしょうか。

○大口委員 すみません、子育てをするというときには、やっぱり悩むのは育てにくい子どもさんたちが、お母さんとしては悩むというところもあると思ひますし、保育園でも、保育士さんたちが、やはり集団に入れられないというような子供さんたちということが悩ましかつたりすると思ひますね。

そういった子どもたちというのはやはり、先ほど出ていましたように、発達障害だったり、グレーゾーンであったりというような子どもさんたちが今、増えていらっしゃるというところでは、とても、今、ご家庭でも悩んで、それから現場でも悩んでというところでは、やはり保育機関への支援、それから親御さんへのサポートというのがとても大事になってくるのかなと思ひます。

その点については、県の施策をうまく使っていただくというのも一つなのかなというふうに感じました。保育園で一人、専門的な見分ける人というところはなかなか、なかなかというところは、県のほうでも事業を持っているので、そこら辺をうまく使いながら連携する、お母さん・保育園・現場の支援をする、何かスーパーバイズできるという人たちが連携していけるようなことを、一つ一つの地域で本当に積み上げていく。そこから広がっていくんだろうなというふうに感じました。感想です。

○中島委員長 大口さんが知っている範囲内で、そんなことをモデルというんでしょうか、うまくやっていそうなところはありますか、今の連携とか。

○大内委員 すごく手前みそになってしまいますけれども、私は障害分野というところで働かせていた

だいていますけれども、やはり1歳半、それから3歳という検診がありますね。その中で、県もこれからやろうとしているんでしょうか、Mチャット（乳幼児自閉症チェックリスト）とか、そういうものを使って早くから子どもさんたちに、ちょっと心配だね、というのをお母さんたちに、障害受容を早くしていただく。この障害受容が早期にできればできるほど、周りのかかわっている方たちが適切な支援ができる。お母さんも適切な支援ができるというところでは、臨床心理士を置きながら市町村と連携して転身、そこで聞きたかったというか、子どもさんは市町村でやっている遊びの教室ですとか、乳幼児教室、そこに上げていく。そこでも保育士ですとか臨床心理士ですとか、あとサポートマネージャーという方とか、教育コーディネーターという方たちが、あと保健師さんですね、チームを組んでいろいろなことを子どもさんに言わない。地域のOTに言ったらこう言われた。保健師さんに言ったらこう言われた。お母さんはどうしたらいいんでしょうかということと言わないようにカンファレンスをしっかりして、道筋を立てて子どもさんを支援していく。それで、その子どもさんが保育園に上がったら、今度は保育園訪問をして保育士さんたちの力量頼みというか、そういう事業は県でもありますので。それで保育士さんたちとチームをつくって、その間にお母さんの障害受容、タイミングが違くと拒否になってしまうので、そこら辺を丁寧に丁寧にやりながら訪問し、早期に発見、早期に受けるという。またそこも、小学校に行ったら、そこは療育コーディネーターですとか、サポートマネージャーの人が行って、先生たちと一緒に子どもさんたちのことを考えていく。今度は思春期になってくると、働くという社会の出口のほうに向けて、今度は労働関係という社会的に、県や国、労働局でやっている就労・生活支援センターの就労支援ワーカーや、相談支援員とも絡みながら、この子どもさんをより丁寧に支援していく。それで、暮らす場とか働くというところも総合的にみんなで考えられるよう、一人一人を丁寧に支援していくと広がっていくし、実績も、働くということに関しても案外できるというか、そんなことを目指し、実績もつくりながらですけれども、北信でやらせていただいております。

○中島委員長 今のお話だと、北信の中ではやられているということですね。

○大口委員 全員ではないですし、内容もとてもたくさんあるんですけれども、県で用意してくれた制度ですとか、市町村の制度、それらをうまく使って、本当に早期に、早期治療と早期療育というところはやっていくといいのかなと思います。

健常のお母さんたちも、本当に子育てというところには悩ましいというか悩んでいらっしゃるの、その辺をフォローするのはやっぱり市町村の保健師さんなのかなというふうに感じております。

○中島委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。何かありますか。

○萱津委員 すみません、大口さんも、療育の部分はそうなんですけれども、私、ちょっとした経験で、前にいた高齢者施設で、子どもさんに問題はないんだけどお母さんがこうでなくてはいけないと、子育てはこうでなくてはいけないと思っているお母さんに、本当に、リタイヤした保育士さんとか年配の方が、ちょっと施設内保育をしたときにちょっとアドバイスすることによって、何だそんなにガチガチにならなくてもいいんだということがあったり、それから前にいた保育園で、ダウン症の子とか統合保育をやっていたときに、0歳から3歳までのところで、プラスにその子に手がかけられるような人員配置ができると、3歳以降の若い先生にバトンを渡したときに、とてもスムーズに行ったという例がありました。

元気な高齢者をいかに元気で働いていただくかということも考えると、そういう過去に保育士をや

っていてリタイヤした方とか、経験のある人のちょっとしたアドバイスがもう少し日常的にできると、お母さんのかかわり方からも、そんなに心配することはない、もうちょっと長い目で見られるんだという気持ちの余裕が出るというのではないかと、ちょっとした経験ですけれども、そういう力をうまく活用できるようなシステムを検討していただけたらと思います。

○中島委員長 そういう点もお願いしたいところです。

○海野委員 今、萱津委員のお話をお伺いしてアッと思ったんですが。うちの保育園でもそうなんですが、未満児のお子さん、異常時でもそうなんですが、40代ぐらいのお母さんが短大を出たばかりの20代の娘さんに、ああだこうだ言われるとどうも納得いかないみたいで、これがやっぱりご年配の、うち定年過ぎてもずっといらっしゃる方がいらっしゃるんですけども、その方が一言言うと、ああ、そうなんですかこうなっていくので、そういったところの仕組みと申しますか、支援ももっともっとできるというかなんて思っております。余計なことを申しました。

○中島委員長 仕組みづくりには工夫が必要だとは思いますが。そういった方向はやはりあったほうがいいですよ。退職した方は、なかなかニーズがつかめなかつたりするんですけど。

○竹重委員 子ども一人一人は個性がいろいろあるので、子育てといってもいろいろ千差万別で、子ども一人一人に対応していかなければいけないと思っています。個性の強いお子さん、病気とはいかなくても、個性の強いお子さんがいると、やっぱり親は困ってしまうので、保育園なり周りの上の、高齢者の方でもいいんですけども、そういう方たちが指導してあげる体制があればいいと思うんです。

今、長野市では保育園を回る制度ができていようなんですけれども、そういうのを活用して、保育士さんの指導をして、こういうお子さんにはこういう対応をすればうまくいきますということで、早いうちに上手な対応をすると、例えば発達障害になりそうな、ちょっとあやしいなというお子さんでも上手に集団の中でうまくやっていけるようになると思いますので、そういった制度を使いながら、早めにその子に合った育て方を見つけてあげて早めに対応していく。その辺で上手に対応方策というのもやっていただくようにしていけたらと思います。

○中島委員長 ありがとうございます。特にそのほか、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご意見を踏まえ、本日諮問された事項については今後、分科会での審議、検討を進めていただきたいと思います。

#### (4) 意見交換

○中島委員長 これまで事務局からの説明に対してご質問、ご意見、そのほか何かありましたらお願いします。特に、まだ一度もご発言なさっていらっしゃらない委員さん、審議会でするので、お話していただいて帰るのが仕事というか役割だと思いますので、腰原委員さんから、一言、お願いできますでしょうか。

○腰原委員 最近感じていることを申し上げたいと思います。冒頭で施策を清水課長さんからご説明いただいたんですが、その中で今回、たまたまお受けをした信州パーソナル・サポート・モデル事業についてですけれども、県並びに6市から委託を受けて、それぞれの地に場所を定めて開所をしたわけでございます。

実際に、これを就労まで結びつけるというのは、なかなかこれは至難なことでありまして、最近の

事例では、お母さんの年金で自分が生活をしている。お母さんがやはり亡くなってしまうと、その方も、もう年齢が50歳ぐらいなんです。何年も職場で働いたことがないものですから、なかなか職まで結びつけることが至難のわざでございまして。そんな事例もありますし、授産所等へ別室とかをつくって、比較的、長く働いたことのない人ができるような作業がないものかと、そんなようなことも考えていかなければいけない。今、スタートしたばかりですぐ成果というのはないですから、さまざまな事例をやはり情報としていただく中で、そういう仕方がいいんだな、あっせんの仕方があるんだなというような、そういうヒントをつかむべく、今、月に一度くらいずつ、6カ所ありますけれども、お集まりをいただいて、本人がおそらく就業したいという希望がある中で、どういう対応をしようと考えているのか、こんなような情報交換をできるだけしっかりやっていくということをやっております。

全国社会福祉協議会でも出たんですけれども、やはりこれ全国一斉に、今年はモデル事業をスタートしています。来年本格施行という中で、あらゆるケースを、例えば何か本県ではこういうようにやりましたと、就労まで結びつきましたと、そういう情報をできるだけ聞かせてくれればという強い要望が出ておりました。

○中島委員長 具体的な事例をしっかり把握して、それを、政策に反映する、そういうような意味合いでよろしいでしょうか。小林委員さん何か発言ありますでしょうか。

○小林副委員長 先ほど元気高齢者をうまく活用するというお話があった中で、私、たまたま長野県のほうで行っている「人生二毛作」会議というのにも参加させていただいている中で、元気な高齢者をこれからどのように地域で活躍していただくかといったような審議がされているところでありました。ですので、そうしたところとも連携をとっていただくと、人材とかといったところの育成であったり、活用であったりとかというのができるかというふうに思い、そうした制度、体制も活用できるといいというふうに感じながら聞いておりました。

○中島委員長 ありがとうございます。三浦委員さん、お願いします。

○三浦委員 三浦と申します。今回、初めて参加をさせていただきました、皆様の発言等を聞かせていただいて、大変勉強になりました。

それで、その中で、弁護士としての意見と言いますよりは、私も子どもがいて働いておりますので、子ども・子育て支援新制度についてというものについては非常に興味を持っております。

周りのお母さんたちも、本当に子育てと仕事を両立しながら一生懸命働いているというような状況でして、そうした子育てに対する支援というものについては、冒頭でご説明ありました少子・高齢化対策、それから、貧困対策というものに直結してくるのではないかというふうに考えております。

この間、何かNHKの番組を見ておりましたら、育児はつらくはないけれども、その育児をする環境が辛いというようなことが、何か話されておまして、まさに、やはり子育て世代にとっては、本当にそういう状況が、社会の状況、そういうものがあるなというふうに感じました。

ですので、これから個別の内容については個別の委員会で審議されていくということではありますが、非常に一県民として期待をしております。以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。綿貫委員さん、お願いします。

○綿貫委員 私も初めての参加ですので、お話を聞かせていただければと思ってまいりました。

社会的養護という、また新しい言葉ができてきたんだなんてちょっと思いながら、この会に参加

させていただいておりました。障害分野でも、先に課長さんからご説明ございましたけれども、入所施設から地域移行、グループホームというような大きな流れの中で、本当に相当の強い行政のリーダーシップと申しますか、強い力もあって、そして、私たち事業者も流れるがごとく、かなり地域移行、グループホームということを進めてきたななんていうことをちょっと懐かしく思い起こしました。

あと、社会的養護にしても、子育てにしても、本当に皆さん言われていることですけれども、核家族化が進んで、本当に家の中に子どもがいなかったり、おじいちゃん、おばあちゃんがいなかったりという中で、子育てに不安を抱きながら子育てをしているお母さんがいたりとか、かつて、私も田舎育ちなので、婦人会という会があったり、青年会という会があったり、若妻会なんていう会もございました。そんな中で、寄り集まり、お茶をしながらその時々の子育ての悩みのお話しをしたり、楽しみ会をつくったりしてきたなというふうにちょっと思います。そんな自分も古い人間になってしまったなと思うんですけれども。

何かそういった地域、家族というものが失われてきてしまった今のときに、改めてそんな仕組みを、さまざまな施策等をつくりながら進めていく時代になっているのかななんていうことを思いながら、本当に横串のごとく進めていかなければ、いろいろが回らないなということをちょっと感想がてら思いました。ありがとうございました。

○中島委員長 ありがとうございます。杉本委員さん、お願いします。

○杉本委員 杉本と申します。私も初めての参加で、諸先輩方のお話、大変勉強になりました。

27年春からいろいろ計画が始まるということで、大きな節目というか転換の時期なのかなというふうに思ったんですけれども。私、分野としては高齢、在宅介護の分野で仕事をさせてもらっていますが、予防通所介護・予防訪問介護が市町村事業に移行ということで大きな関心を集めていまして、そちらのほうで、県の高齢者プランとの関連もありますけれども、市町村がいきなり対応するということとなりますから、県としてはどういう支えというか、フォローをしていけるのかということをもたえていければいいかなというふうに思っています。

また、私どもの職場でも女性の職員がたくさんいるんですけれども、子育てに悩んだり、お子さんの障害に悩まれたり、また自分自身の疾病だとか、また親御さんの介護とか、働く側にもいろいろそういう、今回テーマに挙がっているような支えが必要な面がたくさんあるなというところで、ケアをする人のケアと申しますか、福祉を支えるための支えというようなことも大事な事かなということをおもいました。よろしく願いいたします。

○中島委員長 ありがとうございます。皆さんご発言いただきました。ありがとうございました。

事務局におかれましては、今後の作成作業などを進めるに当たり、本日、委員各位から出されました貴重なご意見、ご提案を踏まえて十分、ご検討いただきたいと思います。

本日予定した事項は以上です。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございました。中島委員長、はじめ委員の皆様には、熱心に御審議 いただき、ありがとうございました。(5) その他として、矢野委員からご案内がございます。

#### (5) その他

○矢野委員 すみません。私たちがやっている事業、それから私たちがどんなことを目指しているかと

いうのを委員の皆様を知っていただきたくてリーフレットをお配りさせていただきました。どうぞ  
らんください。

○事務局 皆さま、ぜひご覧ください。それでは、次回開催につきましては、本年10月末から11月初め頃を  
予定しております。委員の皆様には、改めて、担当から日程調整の御連絡を差し上げますので、よろ  
しくお願いいたします。それでは、以上をもちまして閉会といたします。本日は、誠にありとうご  
ざいました。

#### 4 閉 会